

一目で分かる納期限 口座振替がおススメです

町税等の納付には口座振替が便利です。

- ・納め忘れがなくなります。
- ・金融機関の窓口に行かなくて済みます。
- ・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

口座振替の申込は・・・

口座振替の申込は下記の金融機関で!!

- 金融機関
- ・沖縄県農業協同組合
- ・琉球銀行
- ・沖縄銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・コザ信用金庫

※申込書は町内の金融機関又は西原町役場各収納担当課窓口で配布しています。

記帳文言一覧表

口座振替を行った時に通帳へ記帳される文言の一例です。金融機関によって多少文言は異なります。

種 目	記帳される文言	
	漢字表記の場合	カタカナ表記の場合
町県民税	西原町県民税	ニハラチョウゼイ
固定資産税	西原町資産税	ニハラサンゼイ
軽自動車税	西原町軽自税	ニハラカイジゼイ
国民健康保険税	西原町国保税	ニハラコクホゼイ
介護保険料	西原介護保険	ニハラカイゴホケン
後期高齢者医療保険料	西原後期保険	ニハラコキホケン
学校給食費	西原町給食費	ニハラキョウシヨク
保育所保育料	西原町保育料	ニハラホイクリョウ
幼稚園保育料	西原幼保育料	ニハラコキホイク
預かり保育料	西原預保育料	ニハラヨクアスガ

～平成28年度 町税等納期限(口座振替日) 一覧表～

種 目	納 期 (口 座 振 替 日)							
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
町県民税	6/30	8/31	10/31	1/31				
固定資産税	5/2	8/1	12/26	2/28				
軽自動車税	5/31							
介護保険料								
国民健康保険税	8/1 (7/25)	8/31 (8/25)	9/30 (9/26)	10/31 (10/25)	11/30 (11/25)	1/4 (12/26)	1/31 (1/25)	2/28 (2/27)
後期高齢者 医療保険料								

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の口座振替日は各期25日(25日が休みの場合は翌営業日)となります。そのため、納付書の納付期限日と口座振替日が異なります。

種 目	納 期											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学校給食費	5/10	6/10	7/11	8/10		9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/10
保育所保育料	4/20	5/10	6/10	7/11	8/10	9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/10
幼稚園保育料	4/20	5/10	6/10	7/11	8/10	9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/10
預かり保育料	4/20	5/10	6/10	7/11	8/10	9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/10

お問い合わせ

- 町県民税、固定資産税、軽自動車税 (税務課 ☎945-4729)
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 (健康推進課 ☎911-9163)
- 介護保険料 (介護支援課 ☎945-5013)
- 保育所保育料、幼稚園保育料、預かり保育料 (こども福祉課 ☎945-5311)
- 学校給食費 (教育総務課 ☎945-3655)

介護保険料について

65歳以上の方へ



介護保険制度は、介護を必要とする方が安心して生活できるように、社会全体で支える制度です。その財源として、40歳以上の方が納める保険料が介護保険料です(任意保険ではありません)。

年齢ごとの医療保険料との関係

年 齢	医療保険料との関係
65歳～	医療保険料とは別に、所得(段階別)に応じた介護保険料を納めます
40歳～64歳	医療保険料と合算して、介護保険料を納めます

納付方法(65歳～)

納付方法	内 容	対 象	納 期
普通徴収	金融機関窓口での納付書払、もしくは口座振替で納めること	年金額が18万円未満の方、 年度途中で65歳になられた方 年度途中で西原町に転入された方	年8回(7月～2月)
特別徴収	年金天引で納めること	年金額が18万円以上の方	年6回(年金支給月)

※「年度途中で65歳になられた方や西原町に転入された方」も1年後には特別徴収に切り替わります。

※特別徴収の方も、下記に該当する場合、一時的に普通徴収に切り替わります。

- ① 年度途中で、保険料額が減額、または年金支給額が変更になった。
- ② 年金の現況届の提出遅れにより、年金の支給停止や現況確認が取れない。
- ③ 年金受給権を担保にした。

お問い合わせ 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

国民年金学生納付特例申請について 学生のみなさんへ

20歳から60歳までの方は国民年金制度に加入し、保険料を納める義務があります。ただし、学生の方は所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例制度

対 象 者

学校教育法に規定する大学(大学院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校などに在学する学生

申請に必要な書類

- 本人が申請する場合：学生証、在学証明書等
- 代理人が申請する場合：代理人の身分証明書・印鑑(認め印、可)
※代理人が本人と同一世帯でない場合は委任状が必要

★学生納付特例期間は、年金の受給資格期間に算入されません。ただし、年金額の計算には反映されません。

★学生納付特例が承認された後の10年間は保険料の追納ができます。

★障害年金、遺族年金の請求時には、学生納付特例期間は納付した期間とみなされます。

詳細は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 総務部町民課 年金係 ☎945-5012
日本年金機構 浦添年金事務所 ☎877-0343

